# 除雪業務特記仕様書

この特記仕様書は、白馬村長(以下「甲」という。)が発注する車道除雪、歩道除雪、凍結防止剤散 布及び公共施設駐車場除雪業務について、受託者(以下「乙」という。)が適正に履行するため、業務 及び貸付機械に関する仕様を示すものである。

## 1 除雪業務について

#### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、除雪業務について適用するものとする。

- 2 本仕様書に定めのない事項については、土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)第1編 共通編の規定によるものとする。
- 3 乙は、設計資料において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計資料に相違がある場合は、原則として設計資料の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

日本建設機械化協会 道路除雪ハンドブック (平成5年8月)

日本道路協会 道路維持修繕要綱(昭和53年7月)

日本建設機械化協会 新編防雪工学ハンドブック (平成 16 年 12 月)

日本道路協会 道路防雪便覧(平成2年5月)

#### (一般事項)

第2条 乙は、異常降雪時を除き次に定める除雪水準による幅員を確保することを目標として作業しなければならない。なお、異常降雪時においての目標は、監督員の指示によるものとする。

## (除雪水準)

区分	除雪目標
第1次路線	各地区間の幹線道路で通学道路を主体とし、1 車線の幅員確保を原則とし、待避所 を設けて常時交通を確保する。
第 2 次 路線	第1次以外の道路については1車線の幅員確保を原則とし、待避所を設けて通常交通を確保するが、状況によっては一時通行不能になってもやむを得ない。但し地区
	内の道路については建設水道課長の判断により交通を確保する。

- 2 乙は、除雪業務の遂行にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つよう維持しなければならない。
- 3 乙は、業務委託区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに監督員にその処置を報告し、指示を受けなければならない。
- 4 乙は、除雪業務において、業務区間の通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に監督 員と協議しなければならない。
- 5 乙は、作業内容、気象及び道路状況について、求められた場合には監督員に報告しなければならない。
- 6 乙は、業務区間の道路付属物や占用物件等について、事前に作業上支障となる箇所の把握を行い、 事故の防止につとめなければならない。
- 7 乙は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督員に連絡し指示を 受けなければならない。

- 8 乙は、除雪業務の遂行においては、一般交通、歩行者等の安全に十分注意しなければならない。
- 9 業務遂行時における緊急事態に備え、連絡体制を定め監督員に提出しなければならない。

#### (作業基準等)

- 第3条 業務は「作業区分と出動基準」(別紙-1) に基づき行うものとする。
- 2 車道除雪について
  - (1) 降雪により交通障害を発生させないよう速やかに行うものとする。
- 3 歩道除雪について
  - (1) 歩道除雪を実施する時期、箇所、実施方法は、監督員の指示によるものとする。
- 4 凍結防止剤散布について
  - (1) 凍結防止剤については、甲が提供するものとする。
  - (2) 凍結防止剤のストックヤード及び積込用機械については、乙が用意するものとする。
  - (3) 乙は、凍結防止剤の散布業務にあたっては、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。
  - (4) 凍結防止剤の使用量の確認方法は、監督員の指示によるものとする。
- 5 雪道巡回について
  - (1) 雪道巡回は、業務受託区間について、監督員の指示があった場合に実施するものとする。
  - (2) 乙は、雪道巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに監督員へ報告し、その処置について指示を受けなければならない。

#### (待機)

第4条 速やかな除雪業務を遂行するため、次の待機を行うものとする。

#### 1 除雪機械待機

- (1) 乙は、監督員が夜間(19時~7時)不時の除雪に備えて指示した場合は、指示した場所に待機対象の除雪機械及び運転要員等を待機させなければならない。
- (2) 除雪機械の出動については、監督員の指示によるものとする。
- (3) 発令後出動がなかった場合でも、待機補償費は支払わないものとする。
- 2 運転要員待機
  - (1) 乙は、夜間(19時~7時)に大雪注意報または警報が発令された場合は、運転要員を常に出動できる状態で待機させなければならない。
  - (2) 運転要員は、出動基準に達した場合、もしくは監督員から指示があった場合は、直ちに出動しなければならない。

## 3 情報員待機

- (1) 乙は、17 時発表の天気予報において当日夜間から翌朝にかけて降雪予報が発令された場合、情報員を待機させなければならない。
- (2) 情報員は、雪に関する情報、交通情報の収集整理をするとともに、除雪作業が必要となる場合に備え、常時、運転要員との連絡がとれる状態にしておかなければならない。

## (使用機械)

- 第5条 貸付機械及び委託機械については、それぞれ工区ごとに定める「除雪機械」「t級」 「台数」等に準ずるものとする。
- 2 貸付機械の取り扱いについては、第10条以下に定めるところによるものとする。
- 3 委託機械に係る管理及び修繕等については、乙の責任によるものとする。
- 4 甲が乙に凍結防止剤散布機積込トラックを貸与しない場合は、乙の責任において用意しなければならない。この場合、甲は乙に借上費を支払うものとする。
- 5 委託機械を変更しようとする場合は、監督員に協議するものとする。

(作業日報)

- 第6条 作業日報の様式については、各発注機関において定めるものとする。
- 2 乙は、作業日報、運転記録紙等を監督員の指示により提出しなければならない。

(出来型確認)

第7条 出来型の確認は、別に定める「出来型確認方法」によるものとする。

(苦情等の処理)

第8条 業務中に沿道住民等から苦情または意見等のあった時は丁寧に応対し、直ちに監督員に報告するとともに適切な処置をとらなければならない。

(除雪作業による道路等の破損の修繕)

第9条 乙は、除雪シーズンの終了後、担当地区における除雪作業による破損個所のパトロールを行う こととする。破損個所については、役場建設課へ報告のうえ、速やかに補修を行う。その際、修 繕前・修繕後の写真を残すこととする。

(機械の貸付)

- 第10条 第5条第2項に定める貸付機械は甲が乙に貸付けるものとする。
- 2 甲は、機械を貸与したときは、乙から「除雪機械借用書」(様式2)(以下「借用書」)という。)を徴さなければならない。
- 3 甲は、機械を甲の指定した日時及び場所に乙又はその代理人を立ち会わせ、当該機械の整備状況を確認させたうえ借用書と引き替えに貸与するものとする。

(貸付機械の管理)

- 第11条 乙は、貸付期間中善良な管理者の注意をもって機械を管理しなければならない。
- 2 乙は、機械の使用・管理等については、次の各号に掲げる事項に注意し常に監督員の指示に従い機械の機能保持に努めなければならない。
  - (1) 機械は担保に供しないこと。
  - (2) 機械は、貸与を受けた使用目的以外の用途に使用しないこと。
  - (3) 機械の日常整備、修理を完了後に実施すること。また、腐食防止のため洗車を定期的に実施すること。
  - (4) 機械の整備については、当該機械に精通した熟練者を当てること。
  - (5) 甲は、乙が機械の引き渡しを受けた後に正当な理由なしに機械を使用しない場合又は、 この仕様書に違反した場合には機械の返納を命ずることができる。
  - (6) 貸付機械に使用するタイヤ、タイヤチェーン、カッティングエッジ等については、監督 員が摩耗状況を判断して引渡しするが、シャーピン等軽微な消耗品については、乙の負担 とする。
  - (7) 乙は、貸付機械が次の事項に該当したときは、遅滞なく監督員に連絡してその指示を受けるものとする。
    - ①故障、損耗等により正常な運転が出来ない時、またはそのおそれのあるとき。
    - ②事故発生時
    - ③タコグラフ、タコメータ等が正常に作動しないとき。

## (貸付機械の損害の負担)

- 第12条 乙は、機械を亡失し又は毀損したときは直ちに甲の指示を受けなければならない。
- 2 乙は、前項の亡失又は毀損が自己の責に帰すべき事由によるときは、甲の指示に従い速やかに 機械を修理し又は代品を納め若しくはその損害を賠償しなければならない。
- 3 天災その他の不可抗力によって機械に関して損害が生じたときは、その損害の補償については 甲、 乙協議して決定するものとする。

## (貸付機械の返納)

第13条 甲は、貸付機械を返納させる場合には甲の指定した日時、場所において乙又はその代理人を立ち会わせ当該機械の整備検査を行い、支障がないと認めたときはこれを収納するものとする。この場合において乙は、「除雪機械返納書」を提出するものとする。

#### (貸付機械の監査)

- 第14条 甲は、貸与期間中に機械使用状況の監査を行うことができる。
- 2 乙は、前項の監査により指示された事項を直ちに履行しその結果を甲に報告しなければならない。

## (貸付機械の経費負担)

- 第15条 次の各号に掲げる諸費用は乙の負担とする。
  - (1) 機械の監査に直接必要な経費。
  - (2) 機械の返納に要する費用。

## (貸付機械の任意保険)

- 第16条 乙は、貸与機械が自動車損害賠償保険法の適用をうける自動車であるときは、貸付期間中の賠償保険に加入しなければならない。保険条件については、下記以上の内容とする。なお、乙は任意保険加入後に保険証書の写しを添付のうえ、任意保険料の委託金額を甲に協議するものとする。
- 2 甲は協議内容を確認のうえ、前項基準金額に対する任意保険料を支払うものとする。なお、甲は 乙が条件以上の保険に加入することを妨げるものではない。
  - (1)対人保険 無制限
  - (2) 対物保険 無制 限